

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	後期高齢者医療制度関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

大阪府後期高齢者医療広域連合

公表日

平成29年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
②事務の概要	資格管理業務、賦課・収納業務、給付業務、加入者情報作成、副本作成、情報照会、地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「資格管理業務」に付随する事務)
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下、標準システム) ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法 第9条及び別表第一第59号 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 住民基本台帳法 第30条の9
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80、81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、26、27、33、39、42、58、62、80、82、87、93、 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、 第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条 高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託) (照会)第1項 第1号 (提供)第1項 第2号 (委託)第2項 <p>当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務企画課
②所属長	総務企画課長 大森 秀樹
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒540-0028 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル8階 大阪府後期高齢者医療広域連合 総務企画課 ※郵送の場合の宛先についても同上
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒540-0028 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル8階 大阪府後期高齢者医療広域連合 総務企画課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(資格管理業務、賦課・収納業務、給付業務、 証発行状況管理システムのそれぞれに関する 内容を記載)	資格管理業務、賦課・収納業務、給付業務、加 入者情報作成、副本作成、情報照会、地方公共 団体情報システム機構からの個人番号入手(「 資格管理業務」に付随する事務)	事前	③事後で足りるものの任意に 事前に提出した
平成29年2月27日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム (以下、標準システム)※標準システムは、広域 連合に設置される標準システムサーバー群と、 構成市区町村に設置される窓口端末で構成さ れる。	・後期高齢者医療広域連合電算処理システム (以下、標準システム) ※標準システムは、広域連合に設置される標 準システムサーバー群と、構成市区町村に設置 される窓口端末で構成される。 ・中間サーバー	事前	③事後で足りるものの任意に 事前に提出した
平成29年2月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条及び別表第一第59号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第46条	「・住民基本台帳法 第30条の9」を追記	事前	③事後で足りるものの任意に 事前に提出した
平成29年2月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによ る情報連携	「実施しない」	「実施する」とした上で全文追記	事前	③事後で足りるものの任意に 事前に提出した
平成29年2月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	総務企画課長	総務企画課長 大森 秀樹	事前	③事後で足りるものの任意に 事前に提出した
平成29年2月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年5月28日 時点	平成28年12月31日 時点	事前	③事後で足りるものの任意に 事前に提出した
平成29年2月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年5月28日 時点	平成28年12月31日 時点	事前	③事後で足りるものの任意に 事前に提出した